

法定代理受領とは？

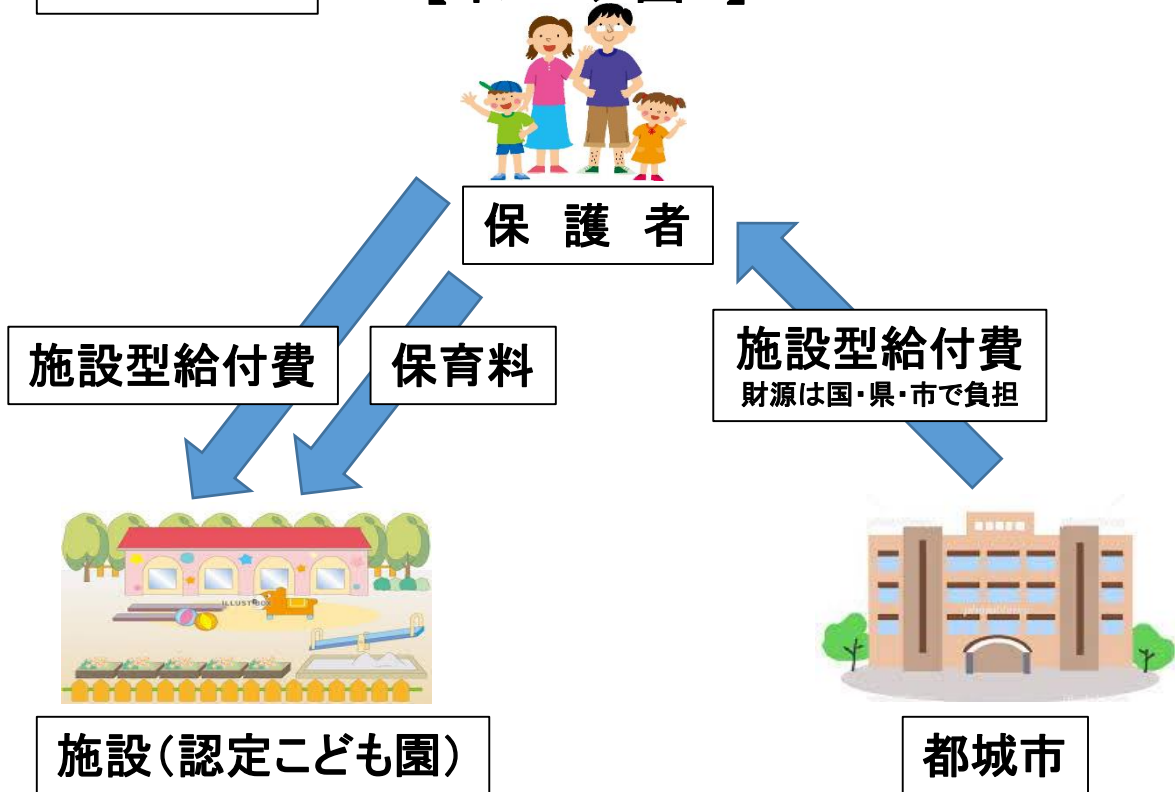
平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法により認定こども園等を利用する場合、保護者のみなさまは「施設型給付費」の支給認定を受けることになりました。

この施設型給付費は、支給認定を受けた者が認定こども園等を利用した場合に、認定こども園等で生じる教育・保育に要する費用の全部又は一部を「個人給付」として、都城市が利用者（保護者）に支払う制度となっております。そして、認定こども園等を利用する保護者は、この施設型給付費と保育料を利用する施設に支払う仕組みとなっております【イメージ図1】

実際は、施設型給付費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者のみなさまは保育料のみを認定こども園等に支払い、施設型給付費は、都城市から認定こども園等に直接支払われます。この仕組みを法定代理受領といいます【イメージ図2】

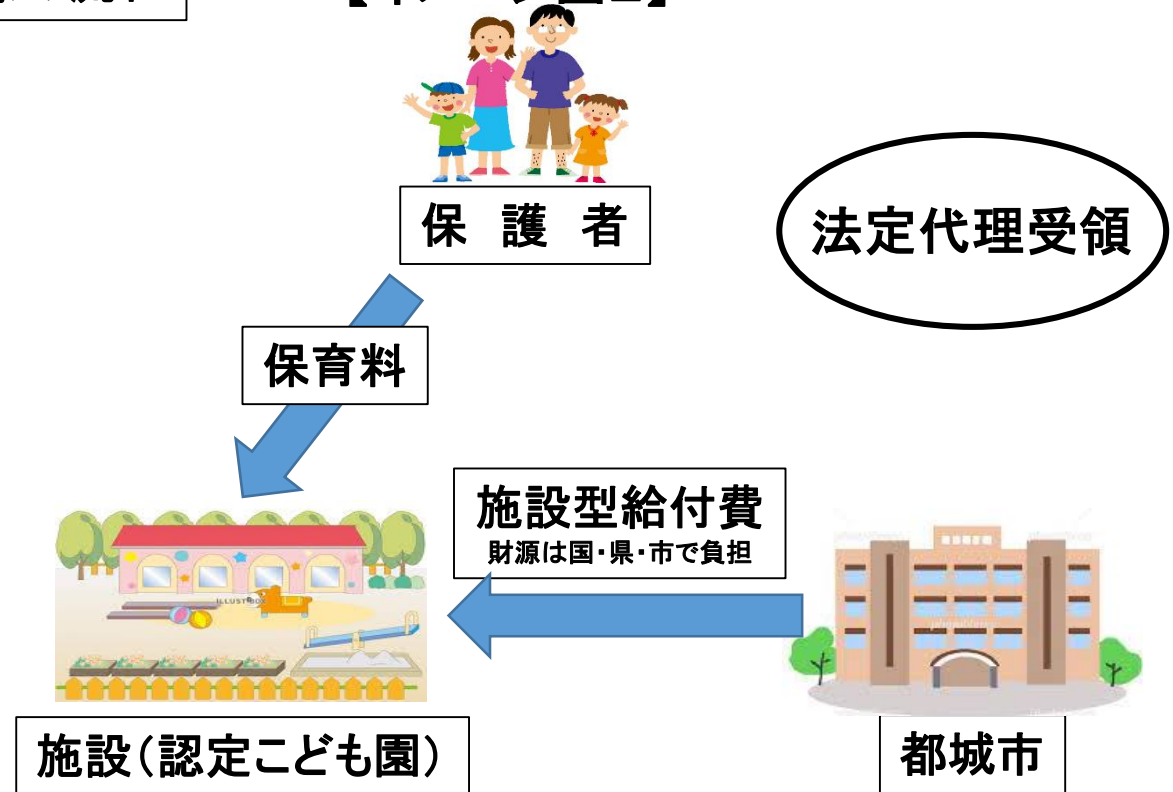
本来の流れ

【イメージ図1】



実際の流れ

【イメージ図2】



施設型給付費とは？

認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所に入所する児童の保護者に対し、国が定める「公定価格」に基づき算定されるもの。

2、3号認定の2歳児クラスまで

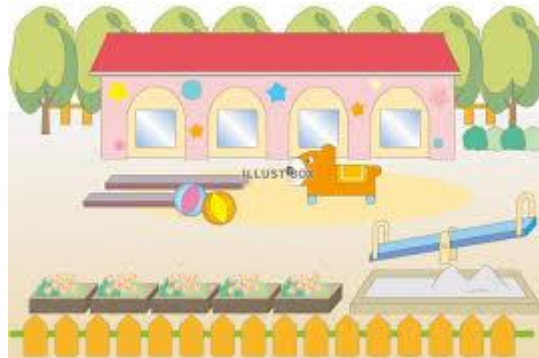
「施設型給付費」＝「公定価格」－「保育料」

1号認定と2、3号認定の3歳児クラス以上

「施設型給付費」＝「公定価格」＋「副食費(免除対象者)」 となります。



人件費(園長先生、保育士等、調理員等)



施設管理費(光熱水費、補修費)



通園送迎



賃借料



施設機能強化
(防災用用品)

全園共通でかかっている経費

そのほかの経費は各施設によって異なります。

なお、公定価格(1人あたり)は以下の場合、比較的高くなります。

園の利用定員が少ない、園の入所児童が少ない

園が行っている事業が多い、児童の年齢が低い